

平成22年(ワ)第15877号

消費者契約法に基づく差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社東京法経学院

答弁書

平成23年1月31日

○ 大阪地方裁判所第4民事部合議B係 御中

〒100-0011

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号

NBF日比谷ビル16階

さくら共同法律事務所(送達場所)

TEL: 03-5511-4400

FAX: 03-5511-4411

上記被告訴訟代理人弁護士 河合 弘

同 松尾 慎祐

同 米田 圭



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 請求の原因1の事実は認める。

2 請求の原因2の事実は否認する。

現在被告ウェブサイト上の講座受講規定には、訴状別紙規定条項目録1記載の条項は記載されていない（乙1「ウェブサイトの印刷画面」）。

また、被告が配布しているパンフレットには訴状別紙規定条項目録2記載の条項は記載されておらず（乙2「司法書士本科パンフレット」）、被告が配布している入学申込書には、同目録3記載の条項は記載されていない（乙3「司法書士本科2012入学申込書」）。

3 請求の原因3及び同4の法的主張は、概ね認める。

4 請求の原因5の事実は否認し、法的主張は争う。

上記第2項で述べたとおり、被告の講座受講規定には訴状別紙規定条項目録1記載の条項は記載されておらず、被告が配布しているパンフレット及び入学申込書には同目録2及び3記載の条項は記載されていないのであるから、これが記載されていることを前提とする原告の法的主張は成り立たない。

5 請求の原因6（1）の事実は否認し、同（2）の事実は認め、同（3）の法的主張は争う。

上記第4項と同様の理由による。

6 請求の原因7第1段落及び同第2段落の事実は否認し、同第3段落の法的主張は争う。

上記第4項と同様の理由による。

7 請求の原因8の事実は認める。

8 請求の原因9の事実は認める。

9 請求の原因10の法的主張は争う。

第3 被告の主張

1 被告は、その配布するパンフレット及び学申込書（以下「パンフ

レット等」という。)に、一旦納入した学費は理由を問わず返金しない旨の文言を記載していた時期もあった。しかし、被告は、順次これを改善し、遅くとも平成22年11月25日までに、ウェブサイト上の講座受講規定並びに全てのパンフレット及び申込書から上記文言を削除し、また、上記文言が記載されたパンフレット及び申込書は全て破棄した(乙4「ご連絡」)。

- 2 また、被告は、パンフレット等に上記文言が記載されていた時代も、従前より、受講生が講座解約の申し入れを行った場合にはこれに応じる運用を行ってきたものである。
- 3 従って、被告が、消費者からの受講契約の解約を制限する条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれではなく、原告の請求は消費者契約法第12条第1項の要件を欠くものであり、その請求に理由がない。

よって、原告の請求は、いずれも速やかに棄却されるべきである。

第4 摘制陳述等の上申

被告訴訟代理人は、都合のため、第1回口頭弁論期日に出頭できないので、答弁書の摘制陳述を行う。

また、被告訴訟代理人は遠隔の地(東京都)に居住するため、本件訴訟を弁論準備手続に付した上で電話会議の方法により手続を行うことを希望する。

以上